

貝塚市は景観行政団体へ 移行します



貝塚市は、令和6年11月1日に景観行政団体に移行するとともに、景観法に基づく景観条例を施行します。これに伴い、大阪府が行っていた景観法に基づく行為の届出の受理を、貝塚市が行うことになります。

景観行政団体とは？

景観法に基づき、良好な景観の保全・形成のための具体的な施策を実施していく自治体のことです。

景観行政団体となると、良好な景観を形成するために必要な景観計画を定めることができ、条例で届出基準等を設けることができます。

景観行政団体への移行・景観計画策定等のスケジュール

- * 令和6年11月1日：景観行政団体へ移行、貝塚市景観条例施行
- * 令和7年1月：貝塚市景観計画策定（周知期間：令和7年1月～3月末）
- * 令和7年4月1日：貝塚市景観計画運用開始

届出先・規定条例・審査基準について

令和6年11月1日から令和7年3月31日までは、大阪府景観計画の基準に基づき、届出対象行為（一定規模以上の建築物の建築や工作物の建設等）を行う際には、貝塚市に届出を行う必要があります。

令和7年4月以降は、貝塚市景観計画の基準に基づき、届出対象行為を行う際には、貝塚市に事前協議や届出を行うこととなります。

	令和6年10月31日まで	令和6年11月1日から 令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
届出先	大阪府都市整備部 住宅建築局	貝塚市都市計画課	貝塚市都市計画課
規定条例	大阪府景観条例	貝塚市景観条例	貝塚市景観条例
審査基準	大阪府景観計画で定め られた景観形成基準	大阪府景観計画で定め られた景観形成基準	貝塚市景観計画で定め られた景観形成基準

お問い合わせ先

貝塚市役所 都市整備部 都市計画課（貝塚市役所 本館5階）

TEL：072-433-7246

Mail：tokei@city.kaizuka.lg.jp